

板柳町障害者活躍推進計画

| | |
|---------------------------|---|
| 機関名 | 板柳町役場 |
| 任命権者 | 板柳町長、板柳町議会議長、板柳町教育委員会、 板柳町選挙管理委員会、板柳町代表監査委員、板柳町農業委員会 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間) |
| 障害者雇用に関する課題 | 板柳町役場においては、障害者法定雇用率が令和6年6月1日時点において未達成である。 障害者採用計画を作成し障害者に限定した募集を行っているが、法定雇用率を達成できる人数の採用まで至っていない。 地方公共団体の法定雇用率は令和3年4月に2.6%、令和6年4月に2.8%に引き上げとなっており、さらに、令和8年7月からは3.0%となるため、今後も継続した採用活動による法定雇用率達成を目指すとともに、障害のある職員の活躍のために、更なる体制整備や各種取組が必要である。 |
| 【目標】 | |
| ① 採用に関する目標 | 【実雇用率】 (各年6月1日時点) (各年度)当該6月1日時点の法定雇用率以上 (参考)令和6年6月1日時点の実雇用率:1.76% (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。 |
| ② 定着に関する目標 | 不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法)毎年度末、人事記録を元に、特に当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。 |
| 【取組内容】 | |
| ① 障害者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者を総務課長とする。 ○障害者である職員が相談しやすい環境整備として相談窓口を人事係に設定する。 |
| ② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○障害者が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○障害者及び障害者雇用推進者が定期的に面談を行い、業務の見直しをする。 |
| ③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○上記措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集に当たっては、以下の取扱を行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。 |
| ④ その他 | ○障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |